

民生福祉常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和7年8月8日(金) 午後1時27分から午後3時まで
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 星野委員長、大東副委員長、今成、山宮、高柳、野村 各委員
- 4 傍聴者 上毛新聞記者 1名
- 5 説明者 信澤債権管理課長、栞原環境課長
- 6 事務局 武井事務局長、生方議事係長
- 7 議 事

- (1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明
- (2) 市民部及び健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
- (3) 今後の日程について
- (4) その他

8 会議の概要

- (1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第(1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。

債権管理課の所管に係る事項について報告願う。債権管理課長。

(信澤債権管理課長 報告)

ア 債権管理課

・報告事項

- 1 令和7年度群馬県・市町村不動産合同公売の実施について
- 2 債権放棄に関する議会への報告について

○債権管理課長 報告事項1「令和7年度群馬県・市町村不動産合同公売の実施について」説明する。市税等の収入確保と納税の公平性を図ることなどを目的として、群馬県及び県内市町村では、差し押さえた不動産の合同公売を毎年実施している。今回の合同公売では、本市における公売財産は1件で、公売の方法は期間入札とし、公売公告の期日は8月13日を予定している。また、入札期間は、11月4日から14日までとし、開札期日は11月18日で、県下一斉に同一のスケジュールで実施するとともに、入札は郵送でも可能とし、開札は各執行機関で行う。なお、公売財産については、市内の不動産を予定している。

次に、報告事項2「債権放棄に関する議会への報告について」であるが、3ページを御覧いただきたい。資料は、沼田市債権管理条例の抜粋である。第15条第1項で、「債権管理者は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権を放棄することができる」とあり、また、同条第2項では、「債権管理者は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない」と規定されている。この規定に基づき、令和6年度中の債権放棄について、7月30日付で市議会議長宛てに「債権放棄

報告書」を提出したので報告する。

次に、債権放棄の内訳について、4ページを御覧いただきたい。放棄した債権の合計は23件で、金額は131万6,484円となっており、債権ごとの該当事由の内訳は、資料に記載したとおりである。

また、本委員会の所管に係る債権以外にも放棄した債権があるが、説明については3ページの資料を御覧いただきたい。この資料は「沼田市債権管理条例施行規則」からの抜粋であるが、第3条第2項第4号の規定により、「債権放棄に関する事務は、債権管理課長が分掌すること」になっているので、債権管理課でまとめて報告させていただく。

債権管理課からの説明は以上である。

○委員長 説明が終わった。

調査事項1「令和7年度群馬県・市町村不動産合同公売の実施について」質疑を行う。
質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、調査事項2「債権放棄に関する議会への報告について」質疑を行う。質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 資料2の3ページ、非強制徴収債権というのは具体的にどういうことか確認したい。次に4ページ目、上下水道経営課の2番、3番、水道料金だと思うが。それから駐車場使用料について経過を確認したい。

○債権管理課長 非強制徴収債権については、非強制徴収公債権及び私債権といった差押えなどの滞納処分ができない水道料金などである。次に水道料金について説明する。資料3の2番については、生活保護受給による債権放棄である。3番については、破産による免責である。7番については、テラス沼田立体駐車場の放置車両の利用料金である。こちらについてはトータルで573日の放置期間があり、利用料金として57万円、レッカー代6万円、その他諸費で7万円ということで総額約70万円であるが、裁判所に申立てしないと強制執行できないので各手続を経て、最終的に市が放置車両を購入し処分した。費用を差し引いた残り約65万円となったものである。

○高柳委員 理解した。それを前提に2番について、生活保護になれば自動的に請求ができなくなるということではいか。また、7番については、所有者を探す努力はされたのか。

○債権管理課長 2番目の生活困窮の部分についてはそのとおりである。7番については、車両ナンバーから現住所を追い、県外の住所だったが、そこまで債権管理課職員と当時の財政課職員とで出向き、現地の確認も行ったが、もう既に詳細所在不明ということで手続されていることが判明したので、その後手続に入ったものである。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 5号の限定承認、相続放棄、相続人不存在ということは対象となる方が亡くなり、それで相続する人がいないからこういう処理をしたということなのか。それから6号の私債権、消滅時効完成というのはどういうことになるのか教えていただきたい。

○債権管理課長 5号については、言われたとおりである。相続人不存在で調査を行った結果、見つからなかったということでの処分である。それから6号の消滅時効については、

相続人に対して、例えばAさんの相続人が5人いたとすると、5人にそれぞれ時効の援用があり、要するに時効が完成してしまっているということで相続人の方々がその援用をされたもので最終的にその割り振った後の端数について、皆さん援用されて時効完成したということである。

○副委員長 今回報告いただいたのは令和6年度分であるが過去と比較して、令和6年度は23件20人で、131万6,484円という金額になっているが、過去と比較をして、令和6年度は多かったのか少なかったのか。また近年の傾向として増えているのか、減っているのか、横ばいなのか。状況を教えていただきたい。

○債権管理課長 債権管理課ができて、もう3年経ち、処分も進んでいる。その中で昨年度は、少し大きな処分があったが、今回は前年度と比較すると少額になっている。前年度の数字が今手元になくて申し訳ない。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で債権管理課を終了する。

次に、環境課の所管に係る事項について説明願う。環境課長。

(栞原環境課長 説明)

イ 環境課

・調査事項

- 1 ごみの減量化に向けた取組と検討状況について
- 2 利根沼田管内各自治体におけるごみ分別の状況について

○環境課長 調査事項1「ごみの減量化に向けた取組と検討状況について」説明する。資料6ページ及び7ページを御覧いただきたい。

現在、市では「リデュース」、「リユース」、「リサイクル」の3アール運動に取り組むことにより、ごみの発生の抑制、再利用、再資源化を推進し、ごみの減量化に努めているところである。特に「リユース」「リサイクル」については、6ページ緑色がついた部分になるが、現在市民の協力により、ペットボトルや缶、びん類など15品目を資源ごみとしてごみステーションにおいて分別収集しており、その他、小型家電、使用済み油などについては持ち込みによる収集を行っているところである。

検討状況については、さらなるごみ減量化に向けてリサイクル品目を増やすといった検討になろうかと思う。資料7ページの下段に記載したが、今年度からモバイルバッテリーなど充電電池の回収を開始した。その他については今後の社会情勢などを観察しながら、必要に応じて行いたいと考えている。

次に、調査事項2「利根沼田管内各自治体におけるごみ分別の状況について」であるが、資料8ページを御覧いただきたい。利根沼田管内5市町村と、本市の利根町管内の分別収集状況を掲載した。ステーションで回収するごみの種類が多いところで17種類、少ないところで3種類となっている。

説明は以上である。

○委員長 説明が終わった。

調査事項1「ごみの減量化に向けた取組と検討状況について」質疑を行う。質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 分別収集の関係でモバイルバッテリーを新しく収集するということで品目が一つ増えたわけだが、基本的にリサイクルできる物を、収集の品目を増やしていくということが、ごみを限りなくゼロに近づけることになると思うが、品目を増やすことによって、ごみの減量化を進めるということについて、どのように検討されているのか聞かせていただきたい。また、基本にごみをゼロに近づけていくということについて担当課としてどういう検討や取組を今後進めていこうとしているのか聞かせていただきたい。

○環境課長 ごみゼロに向けた取組ということであるが、リサイクル品目、分別資源の種類を増やし、リサイクル率を上げるということで、ごみ処理社会に向けた取組として一つ大きな取組になると思う。細分化してリサイクル率を上げることは、全国的にも多くの市町村が行っているので研究しながら取り組んでいけるところについては行いたいと考えている。モバイルバッテリーは元々、不燃ごみとして回収していたが、ごみの減量化という側面もちろんあるが、最近リチウムイオン電池の発熱発火による火災が全国で見受けられるようになってきたということで、リサイクルに出せば資源として取り扱ってくれるのはもちろんであるが、危機管理、リスクヘッジの部分で回収をして安全に処理をしようという側面もあって今回リサイクルということで作らせていただいた。

○副委員長 今、燃やせるごみで、いわゆる生ごみを出している。特に夏場だとスイカをはじめ野菜や果物で、時期によってたくさん出る。生ごみを燃やせるごみから取り除いて肥料というか資源化をしていけば、かなりのごみが減らせるのではないと思うが、そういった活用について何らかの検討がされているのか、私としては生ごみを堆肥化して、ごみとして処分することのないようにしていく必要があるのではないと思うが、そういったことについて検討がされているのか、また考えがあれば聞かせていただきたい。

○環境課長 生ごみを可燃ごみとして出さずに資源化して堆肥に利用ということであるが、ごみの減量化について、重量的にも燃やすエネルギー的にも、生ごみを燃えるごみから外すということは、ごみの減量化に貢献するものであろうと考えている。現在、環境課では、市の環境保健協議会にも手伝っていただき、生ごみ処理機購入に係る奨励金を交付するなどして市民レベルでの生ごみの削減、可燃ごみとして出さないようにする取組をしている。市で改めて生ごみだけを回収するというところについては現在、検討していない。

○副委員長 やはりこれからの時代、ごみを限りなくゼロに近づけていくことが、これからの社会に求められていることだと思う。生ごみを堆肥化していくということは、ごみを減らしていく、リサイクルをしていくということに大きく役立つのではないかと。ただ回収方法と堆肥化した生ごみの出口をどうするかという大きな課題はあるが、今度ごみの処理が一体化になるわけであるから、そういう機会を捉えて、それぞれの市町村とごみの減量化と生ごみの堆肥化に向けて検討していく必要があるのではないと思う。広域圏レベルでの検討や対応について今後どのようなことがされていくのか聞かせていただきたい。

○環境課長 現在、ごみ広域処理施設の検討がなされている中で、生ごみについても可燃ごみとして取り扱うということが先般の理事会で決定されているので、まずは生ごみも可

燃ごみとして広域の判断では決定されている。しかしながら各自治体がそれぞれの考えにおいて、生ごみ処理の補助もそうだが、なるべく家庭で処理できるものは処理していただくように後押しを今後も引き続き続けさせていただきたいと考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、調査事項2「利根沼田管内各自治体におけるごみ分別の状況について」質疑を行う。質疑はあるか。

○副委員長 沼田市を含めてそれぞれの市町村で収集の品目も違うし、やり方もいろいろあるのだと改めて感じたが、先ほど言ったように今度、清掃工場が一つになっていくということで、ごみの分別収集のやり方を統一していくということになっているようだが、具体的に協議は今の段階では進んでいるのか、市長の話では沼田市に合わせてもらおうと話があったが、今の協議状況について教えていただければと思う。

○環境課長 広域のごみの分別状況については8ページで御覧いただいたとおりである。新しいごみ処理施設における取扱いについては、先般の理事会において、現行の沼田市の分別区分を基準として、ごみの分け方、出し方について統一することが決定をされている。8ページの表の沼田市（本庁・白沢）のところであるが、17種類の分別回収で基準としてやっていくということが決定されている。

○副委員長 沼田市に合わせてスタートさせていくとのことだが、先ほども言ったように、これからのごみの量を減らしていく、限りなくゼロに近づけていくという意味では、こういった一緒になる、統一する時期に合わせて、ごみゼロに向けてリサイクル品目を増やし、ごみゼロに近づけていくような検討も併せてしていく必要があるのではないか。当面は沼田市に合わせてスタートさせるにしても、将来的にその先を見越して、分別収集の品目を増やしながらごみをゼロにしていくというようなことも併せて検討していかないと結局ごみは減らないと感じるのだが、そういった将来に向けて、どのような検討がされているのか、なければいけないで結構である。あれば聞かせていただきたい。

○環境課長 現状では先般決まった沼田市の分別区分というところで、まずはスタートするという事になっている。先ほど説明のところでも申し上げたが社会情勢の変化であるとか、そういった要因なども観察をしながら、必要に応じて、自治体から広域圏に働きかけるということはできると思うので、そういったところも頭に入れながらいきたいと思う。

○副委員長 最後に確認させていただきたい。例えば、分別する品目は17品目で沼田市に合わせてもらうが、それ以上増やすということについては、それぞれの市町村で独自に判断ができるのか。品目を増やすときは利根沼田の市町村全部が足並みを揃えてやるのか。どのように対応されていくのか聞かせていただきたい。

○環境課長 新施設に搬入するごみの分別を沼田市の基準でということで、そういった協議、検討を今までしたことがないので、新施設に入れないものであっても拠点で保管して直接処分するようなのであれば、自治体間の協議はいらないと思うが、基本的に新施設を一緒にやるということであるので、そういった際は、それぞれの構成市町村で協議をして、統一していく取扱いになると思う。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で環境課を終了する。

(3) 今後の日程について

○委員長 次に、次第(3)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の説明のとおり御了承願う。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 事務局の提案のとおりとする。以上で市民部各課の所管事項報告を終わる。

(市民部 退室)

○委員長 休憩する。

(休憩 午後2時2分から午後2時6分まで)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。

(2) 市民部及び健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 市民部及び健康福祉部所管事項に関する調査事項の検討及び意見交換に入る前に先月の常任委員会で触れたが、議会全体で人口減少対策に取り組んでいきたい旨を説明した。7月に行われた常任委員長連絡会議の意見交換の中で、具体的な内容の説明について、分かりやすい方法で各委員へ伝える必要があるとの意見があったことから、考え方の案を本日、書面にして皆さんにお配りした。事務局から朗読させ説明に代える。

(事務局書記 朗読)

○委員長 朗読が終わった。この後、各委員から意見がなければ、今月21日に開催する議会運営委員会において決定していく予定となっている。なお、常任委員会における調査事項としては、例月の調査事項、各委員が現在必要としている調査事項とは別に、人口減少対策に特化した、つまりこのことが来年策定が予定されている沼田市第7次総合計画の特別委員会の準備として調査研究ができる内容の調査を行っていくものとなっている。この件について意見はあるか。

(主な意見)

○副委員長 例えば保育料の無償化についてだとか、何かいろいろな施設、子育て支援の施設を作るだとか、そういう意見をそれぞれの委員が思っていることを出し合って、それを基にして委員会で議論をして、今回は〇〇議員が提案してくれたことについて、次は〇〇委員が提案してくれたことについて委員会として調査研究をして、それをまとめて提言をしていくということではないかと思う。BとCというのは別に分ける必要は

ないと思うが、基本は常任委員会の所管事項でやればいいのかであって、いろいろ意見があれば、そこに所属している議員に、こういうことについてどうだということで、それは会派なり何なりで伝えてもらいながらやればいいのかで、まずは民生は民生だけの所管のことを出し合って、それで意見を取りまとめて、調査研究を進めていくということだと思います。

○高柳委員 人口減少対策で直接的に一番関わるのは民生福祉常任委員会である。毎回こども課だとかに自動的に今月はどうなっているか聞くのが一番いいが、そうでないとする、こちらが考えないと駄目なわけである。真剣に書かなければいけない。かなりのプレッシャーである。議会運営委員会で継続的に議論をしていくという方法では駄目なのか。人口減少対策は、結局行政の仕事である。常任委員会の委員長同士が話し合ってやるというなら、それはそれでこの前言ったとおり尊重する。

(事務局書記 補足説明)

○委員長 休憩する。

(休憩 午後 2 時31分から午後 2 時42分まで)

(休憩中に事務局長から補足説明)

○委員長 会議を再開する。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、例月の調査事項について意見交換を行う。発言はあるか。副委員長。

○副委員長 利根町の保健福祉センターが今、デイサービスがなくなって、片品とか白沢に遠距離で利用している状況で、利根町の保健福祉センターでのデイサービスの再開に向けてどういう検討がされているのかどうか。また、利根町の人たちがデイサービスをどこで利用しているかの状況と併せて、保健福祉センターの今後の改修について検討がされているかどうか聞きたい。

○委員長 ほかに。高柳委員。

○高柳委員 昨日、説明会があり、新聞にも今日掲載された、国立病院機構沼田病院について、沼田市への影響を当該課としてどのように受けとめているのか聞きたい。国立病院機構沼田病院がなくなることについての沼田市への影響について、当該課としてどう考えてるのか、何がどのように影響するのか、分かる範囲内で聞きたい。

○副委員長 進行を交代する。委員長。

○委員長 関連して昨日初めて会議が持たれたということだが、まさにこの委員会に直結し、人口減少に入った現実が現れたことなので、会議が毎月行われるのか分からないが、定期的に聞くというのはいかがか。副委員長。

○副委員長 今後の協議会の運営についてどのように進めていく予定なのかと傍聴ができるのかどうかを聞けばいいのではないか。

○委員長 休憩する。

(休憩 午後 2 時49分から午後 2 時50分まで)

○委員長 会議を再開する。ほかに。なければ調査事項を事務局に確認させる。

○事務局書記 調査事項の 1 点目は、「利根町のデイサービス利用者の現状について」を介護高齢課、2 点目は、「利根保健福祉センターの施設改修について」を健康課、3 点目

は、「国立病院機構沼田病院がなくなることについての本市への影響について」を健康課の調査事項とすることによってよろしいか。また、「利根沼田地域保健医療対策協議会について」（健康課）は、所管が県であるため、情報提供可能か確認する。

○委員長 よろしいか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、人口減少対策に特化した調査事項について、参考資料として第6次総合計画の資料を用意した。すぐに調査事項が絞れないと思うので、各委員は所定の調査事項報告により9月末日までに事務局に提出をお願いします。なお、内容については具体的に記載をいただきたい。なお、図書室の左側のパソコンからもファイルがダウンロードできる。また、1回で行う調査事項については、多すぎても当局及び各委員の負担となり、丁寧さに欠けてしまうことも考えられるため、例月の調査事項を除き、3つから4つ程度がよいのではと考える。多くの調査事項が提出された場合には、重要と思われるものを厳選することで御了承いただきたい。取りまとめて10月の常任委員会で調整を行いたいと思う。各委員においては、調査事項を提出いただくよう協力をお願いします。

人口減少に関係するということで、沼田市も平成17年に白沢、利根と合併したときの人口がピークで、御存知のように減少しているわけである。私は2回、プレコンセプションケアということについて一般質問している。その切口から考えてみた。調査事項が「人口減少対策としてのプレコンセプションケアの啓発と推進について」はどうなっているのかということで、調査概要として妊娠出産の適齢期についての考え方や男性も女性も自分の体の作りについての正しい知識をどのように習得しているのかと埋めていって作成した。これについての所管課を考えたときには、プレコンセプションケアは、こども課も健康課もそうであるし、各年代ごとにこういったことを児童生徒にも伝えてもらいたいというのが私の考え方だとすれば、教育委員会にもということになると考え、ほかにもいくつか事務局に出してみようと思ってる。例えば、第6次総合計画の体系図の中の第1章はすべて民生福祉に関係していることである。第6章では、市民協働に関係している。各委員で確認いただきたいと思う。私の一例を御紹介した。事務局から資料について説明させる。

（事務局書記 説明）

○委員長 以上で市民部及び健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

（3）今後の日程について

○委員長 次に、（3）今後の日程について、イ 今後のスケジュールについて事務局に説明させる。

（事務局書記 説明）

（4）その他

○委員長 次第（４）その他について、委員から何かあるか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 以上で本日の委員会を終了する。
（午後３時 終了）